

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

伊達市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、伊達市内において地震、風水害その他の災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1） 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- （2） 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- （3） 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- （4） 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる伊達市内の指定避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- （5） 「物資集積・搬送拠点」とは、災害時に避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、伊達市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(協力の要請)

第4条 甲は、乙の協力が必要と判断したときは、協力依頼書（様式第1号）により次の各号に掲げる事項を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (3) 配送時における被災者ニーズの収集
- (4) 乙又は乙の関係団体が所有する施設の提供
- (5) 支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣
- (6) その他、乙の協力が必要と認められ、乙が応じられる事項

(物資受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請に基づく業務等を行った場合は、協力実績報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、第4条及び前項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度文書により変更内容を相互に通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定に基づく業務を円滑に履行するため、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は連絡担当者等報告書(様式第3号)により相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年3月19日

甲 福島県伊達市保原町字舟橋180番地

伊達市

伊達市長 須田 博行

乙 宮城県仙台市宮城野区扇町7丁目5番3号

佐川急便株式会社 南東北支店

支店長 小平 英昭